各務原市職員の昇給に係る取扱要綱

（平成２２年３月２５日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、各務原市職員の給与に関する条例（昭和３８年条例第７０号。以下「条例」という。）第６条第５項並びに各務原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和４６年規則第３号。以下「規則」という。）第３５条及び第３７条の規定に基づく職員の昇給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（勤務成績の証明）

第２条　規則第３５条に規定する勤務成績の証明は、人事評価記録書（各務原市職員の人事評価実施規程（平成２８年訓令第２号。以下「規程」という。）第２条第４号に規定する人事評価記録書をいう。以下同じ。）又は勤務の状況を示す事実に基づいて行うものとする。

２　規則第３５条に規定する当該証明が得られない職員とは、昇給日前１年間の全部又は大部分を勤務していないことにより勤務成績を判定することができない職員をいう。

（Ａ又はＢの昇給区分の適用基準）

第３条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第３７条第１項第１号に規定するＡの昇給区分を適用する。

（１）繁忙度、緊急度、困難度等が高い業務を遂行し、特に高く評価できる成果を挙げた場合

（２）組織における重要度が高い業務を遂行し、組織としての成果の向上に特に顕著な貢献をした場合

（３）高度の知識経験等を必要とする業務を適切に遂行し、特に顕著な業務処理能力の伸長が認められる場合

（４）基準期間（規則第３７条第２項第１号に規定する基準期間をいう。以下同じ。）において行われた人事評価の総合得点（人事評価記録書の評語を別に定める方法により点数に換算し、当該点数を合計したものをいう。以下同じ。）の平均点が８５点以上の場合

（５）前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めた場合

２　職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第３７条第１項第２号に規定するＢの昇給区分を適用する。

（１）繁忙度、緊急度、困難度等が高い業務を遂行し、高く評価できる成果を挙げた場合

（２）組織における重要度が高い業務を遂行し、組織としての成果の向上に顕著な貢献をした場合

（３）高度の知識経験等を必要とする業務を適切に遂行し、顕著な業務処理能力の伸長が認められる場合

（４）次に掲げる事由に該当した場合において、当該職員の公務に対する貢献が顕著であると認められるとき。

ア　遠隔の地その他生活の著しく不便な地に所在する勤務地に異動し、相当の期間勤務することとなった職員

イ　職務に直接関連する高度の免許等の資格を取得したこと等により職務遂行能力の顕著な向上があると認められる職員

（５）基準期間において行われた人事評価の総合得点の平均点が７０点以上８５点未満の場合

（６）前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めた場合

（Ｄ又はＥの昇給区分の適用基準）

第４条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第３７条第１項第４号に規定するＤの昇給区分を適用する。

（１）基準期間において行われた人事評価の総合得点の平均点が３５点以上５５点未満の場合

（２）基準期間において、減給の処分（その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものに限る。）又は戒告の処分（次項第２号に規定するものを除く。）を受けた場合。ただし、管理監督責任で処分を受けたものについては、別に定める。

２　職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第３７条第１項第５号に規定するＥの昇給区分を適用する。

（１）基準期間において行われた人事評価の総合得点の平均点が３５点未満の場合

（２）基準期間において、停職の処分、減給の処分（前項第２号に規定する処分を受けたものを除く。）又は戒告の処分（その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものに限る。）を受けた場合。ただし、管理監督責任で処分を受けたものについては、別に定める。

３　第１項第２号若しくは第３号又は前項第２号に掲げる職員で、前年度以前の昇給日においてこれらの規定に掲げる処分の直接の対象となった事象に基づき昇給区分を決定された職員について、相当と認めるときは、これらの規定に掲げる職員に該当しないものとして取り扱うことができる。

（調整等による総合得点）

第５条　規程第５条の規定による調整又は再調整（以下「調整等」という。）が行われ、当該調整前の全体評語（規程第２条第１号に規定する全体評語をいう。以下同じ。）が変更された場合における人事評価の総合得点は、次の表に定める点数とする。

区分	点数
調整等により全体評語がＳに上がる場合	９０点
調整等により全体評語がＡに上がる場合	７０点
調整等により全体評語がＢに上がる場合	５０点
調整等により全体評語がＣに上がる場合	３０点
調整等により全体評語がＡに下がる場合	８９点
調整等により全体評語がＢに下がる場合	６９点
調整等により全体評語がＣに下がる場合	４９点
調整等により全体評語がＤに下がる場合	２９点

（査定者）

第６条　職員の昇給の査定は、次のとおり行う。ただし、これにより難い場合は、市長が別に定めるところに行う。

被査定者	第１次査定者	第２次査定者
部長	人事担当課に関する事務を担任する副市長	
特定職員（条例第１０条の管理職手当を支給される職員をいう。以下同じ。）。ただし、部長を除く。	部長	
特定職員以外の職員	課長	部長

備考　この表において「部長」とは、各務原市行政組織規則（昭和４６年規則第１５号）第２１条第１項に規定する部長又はこれに相当する職員をいう。

２　職員の昇給を査定する者（以下「査定者」という。）は、第３条及び第４条の適用

基準に基づく昇給区分について、不均衡があると認めるときには、これを是正することができる。この場合において、昇給に関する意見を必ず付すものとする。

（人員分布率等）

第７条　規則第３７条第４項の市長の定める割合（以下「人員分布率」という。）は、次のとおりとする。

昇給区分 職員区分	Ａ及びＢ
特定職員	１００分の３０以内。ただし、Ａの昇給区分は、１００分の１０以内
特定職員以外の職員	１００分の２０以内。ただし、Ａの昇給区分は、１００分の５以内

２　第３条の規定にかかわらず、規則第３７条第４項の規定により、前項に定める人員分布率を超えた場合においては、当該昇給区分が異なるときがある。

（昇給区分の決定）

第８条　査定者の査定結果を各務原市初任給、昇格、昇給等決定評価委員会設置要綱（平成１５年１２月２４日決裁）に基づく各務原市初任給、昇格、昇給等決定評価委員会の審議に付し、その審議結果を市長に報告し、職員の昇給区分を決定する。

（実施状況の記録等）

第９条　職員の昇給については、その実施状況を適切に記録しておくものとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成２２年４月１日の職員の昇給に係るものから適用する。

附　則（平成２３年３月１８日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成２３年４月１日の職員の昇給に係るものから適用する。

附　則（平成２９年２月２０日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市職員の昇給に係る取扱要綱の規定は、平成２９年４月１日の職員の昇給に係るものから適用する。

附　則（平成３０年３月３０日決裁）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

２　改正後の各務原市職員の昇給に係る取扱要綱の規定は、平成３０年４月１日の職員の昇給に係るものから適用する。

附　則（令和８年３月３１日決裁）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。